

# 入札参加資格制限の見直しの基本方針について(案)資料3

## 1 改正の概要

### (1) 新たな入札参加資格制限措置要綱の制定について

入札制度改正、条件付き一般競争入札の本格導入等に伴い、現行の指名停止に関する要綱・基準等を、新たに「(仮)福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」として全面的に改正する。

### (2) 入札参加資格制限事務所管・審議組織の見直しについて

入札制度等の土木部から総務部への移管に伴い、入札参加資格制限(以下「資格制限という。」)を所掌する事務所管を、総務部入札改革グループへ、及び個別案件を審議する組織を本庁入札参加条件等審査委員会へ移行する。

### (3) 談合等の不正行為に係る資格制限措置要件の明確化について

現在「不正又は不誠実な行為」で措置している下記の6項目について、独立した措置要件として明確化する。

[新たに独立させる措置要件]

- ・虚偽記載(競争入札参加資格確認資料等、発注機関に提出する資料への虚偽記載)
- ・独占禁止法違反
- ・競売入札妨害及び談合
- ・建設業法違反(技術者の専任違反、経営事項審査虚偽申請等)
- ・廃棄物処理法違反(不法投棄)
- ・暴力的不法行為等(有資格業者が暴力団と関係がある場合、県警の情報提供に基づき資格制限を行う)

### (4) 談合等不正行為に対するペナルティ強化について

ア 贈賄、独占禁止法違反、刑法談合に係る逮捕、公訴提起(独占禁止法違反に係る公正取引委員会の刑事告発含む)がなされた場合については、18か月以上24か月以内とし、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令等の行政処分を受けた場合については、12か月以上18か月以内とする。

イ 再犯加重措置(再犯の場合に資格制限期間を2倍に延長する加重措置)について、基準となる前歴(当初の資格制限)の遡及期間を、現行の過去1年から過去5年まで遡ることとし、不正行為等の再犯に対する厳罰化を図る。(但し、上限は24か月)

ウ 談合情報が寄せられた場合等において、入札制度等監視委員会の調査で談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等で談合行為が明らかになった場合等、悪質な不正行為のケースについては、各措置要件に定める措置期間を2倍に加重する。(但し、上限は24か月)

#### **( 5 ) 事情聴取等の調査に協力しない者へのペナルティについて**

談合情報が寄せられた場合、若しくは談合が疑われる場合において、入札制度等監視委員会（部会）と県が合同で行う事情聴取に応じない等、不誠実な行為があった場合には、「不正又は不誠実な行為」の規定において、3か月の資格制限を行うものとする。

#### **( 6 ) 資格制限期間中に新たな措置要件に該当した場合の取扱について**

資格制限期間中に、新たな措置要件に該当することとなった場合については、再度の資格制限の始期の時点における、当初の資格制限の残存期間を再度の資格制限期間に加算するものとし、再度の資格制限期間が当初の資格制限期間に埋没するケースを回避する。（但し、残存期間加算後の措置期間は24か月を上限とする。）

#### **( 7 ) 資格制限を受けた有資格業者の組織変更に伴う制限期間の承継について**

資格制限の措置を受けた有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等の組織変更により業務を受け継いだ有資格業者については、当該資格制限期間も承継するものとして取り扱うこととする。

#### **( 8 ) 資格制限措置に係る苦情申立て制度の導入について**

資格制限の、より一層の透明性を確保するため、資格制限を受けた有資格業者が、書面により苦情の申し立てができる制度を導入する（入札契約適正化指針に規定）。再苦情処理については入札制度等監視委員会の審議を経るものとする。

#### **( 9 ) 県発注工事及び建設業からの暴力団等による不当介入の排除について**

県警察本部との連携強化を図り、県の有資格業者が暴力団と関係がある場合、又は暴力的不法行為を行った場合等に、資格制限の措置を行う。また、県工事等の受注業者が暴力団による不当要求、又は介入行為を受けた場合に、警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者への報告を義務づけるものとし、当該通報等を怠った場合には1か月の資格制限措置を行うものとする。

#### **(10) 談合等不正行為以外の措置要件（期間等）の見直しについて**

条件付き一般競争入札の全面導入に伴い、公共工事の受注実績の少ない業者の参入や、ダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ等により、公共工事における不適切な品質管理や契約違反の増加が懸念されることから、談合等不正行為以外の従来の措置要件（粗雑工事等）についても措置期間を引き上げる。

## 2 入札参加資格制限期間の改正（案）

### (1) 贈賄・談合等不正行為に対する資格制限期間の改正案（太字は新設措置要件）

措置要件	区分等	現行	改正案	
1 贈 賄 (別表2の1、2、3)	県職員への贈賄	代表役員等	3か月以上 12か月以内	
		一般役員等	2か月以上 9か月以内	
		使用人	1か月以上 6か月以内	
	県内の他の公共機関の職員への贈賄	代表役員等	2か月以上 6か月以内	<b>21か月</b>
		一般役員等	1か月以上 4か月以内	
		使用人	1か月以上 3か月以内	
	県外の他の公共機関の職員への贈賄	代表役員等	2か月以上 5か月以内	<b>18か月</b>
		一般役員等	(一般役員等は北海道・東北各県の地域に限定)	
		使用人		
2 独占禁止法違反 (別表2の4、5)	県発注工事等における違反	告発・逮捕・公訴提起	12か月	<b>24か月</b>
		排除措置命令・審決等	9か月	<b>18か月</b>
	県発注工事等以外における違反(県内)	告発・逮捕・公訴提起	9か月	<b>21か月</b>
		排除措置命令・審決等	6か月	<b>15か月</b>
	県発注工事等以外における違反(県外)	告発・逮捕・公訴提起	9か月	<b>18か月</b>
		排除措置命令・審決等	6か月	<b>12か月</b>
3 競売入札妨害及び談合 (別表2の6、7)	県発注工事等における違反	役員又は使用人の逮捕・公訴提起等	12か月	<b>24か月</b>
	県発注工事等以外における違反(県内)	役員又は使用人の逮捕・公訴提起等	9か月	<b>21か月</b>
	県発注工事等以外における違反(県外)	役員又は使用人の逮捕・公訴提起等		<b>18か月</b>

### (2) 贈賄・談合等不正行為以外の資格制限期間の改正案（太字は新設措置要件）

措置要件	区分等	現行	改正案
1 虚偽記載 (別表1の1)	県発注工事等の競争入札に係るもの		<b>1ヵ月以上 12か月以内</b>
2 粗雑工事 (別表1の2、3)	県発注工事等	1か月以上 6か月以内	1ヵ月以上 <b>12か月以内</b>
	県発注工事等以外(県内のみ)	1か月以上 3か月以内	1ヵ月以上 <b>6か月以内</b>
3 契約違反 (別表1の4)	県発注工事等の契約に係るもの	2週間以上 4か月以内	2週間以上 <b>8か月以内</b>
4 公衆損害事故 (別表1の5、6)	県発注工事等	1か月以上 6か月以内	1ヵ月以上 6か月以内
	県発注工事等以外(県内のみ)	1か月以上 3か月以内	1ヵ月以上 3か月以内
5 工事関係者事故 (別表1の7、8)	県発注工事等	2週間以上 4か月以内	2週間以上 4か月以内
	県発注工事等以外(県内のみ)	2週間以上 2か月以内	2週間以上 2か月以内

措置要件	区分等	現行	改正案
6 建設業法違反 (別表2の8、9)	建設業法違反による逮捕・処分等	<u>1か月以上3ヵ月以内</u>	<u>1か月以上12か月以内</u>
7 廃棄物処理法違反 (別表2の10、11)	廃棄物処理法違反による逮捕・処分等	<u>1か月以上3ヵ月以内</u>	<u>1か月以上12か月以内</u>
8 暴力的不法行為等 (別表2の12)	有資格業者が暴力団関係者であるとき、若しくは暴力的不法行為を行ったとき等		<u>1か月以上24か月以内</u>
9 不正又は不誠実な行為 (別表2の13)	業務に関する法令違反等	1か月以上12ヵ月以内	1か月以上12か月以内
10 不正又は不誠実な行為 (別表2の14)	役員等の私的犯罪行為等	1か月以上9ヵ月以内	1か月以上9か月以内

**【検討事項】**

**談合情報等による事情聴取の結果、客観的に談合の事実が確認できた場合の取扱いについて**

県発注工事等に係る談合情報等に基づき、入札制度等監視委員会の事情聴取又は調査の結果、入札に参加した業者が談合を認めたとき等、客観的に談合の事実が確認できた場合に入札参加資格制限を行うべきではないか。